

## 株式会社・NPO法人の学校設置について

### 1．基本的な考え方

学校教育は高い公共性を持つものであり、その設置主体も学校教育を適切に運営できるための制度的保証を内在しつつ、安定性、継続性を担保できる主体であることが必要である。

### 2．特区における対応

特区申請地方公共団体の発意と責任を重視する構造改革特区制度を活用して、学校教育の活性化を図るために、

地域の特性を生かした教育の実施や地域産業を担う人材の育成の必要性など特別なニーズに対応する場合に、株式会社不登校児童生徒や学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）のある児童生徒に対する教育を行うNPO法人であって一定の実績を有するもの

について、設置主体として一定の要件を課すとともに情報公開、評価、申請自治体によるセーフティネットの構築などの整備を図り、学校を設置することを認めることとしたものである。

### 3．総合規制改革会議の指摘

昨年12月の総合規制改革会議において、「株式会社などによる教育分野への参入については、会計制度などによる情報開示制度、第三者評価による質の担保及びセーフティネットの整備等を前提に、教育の公共性、安定性、継続性の確保に留意しつつ、特に大学院レベルの社会人のための職業実務教育等の分野について、その在り方を検討すべきである」との指摘については、文部科学省としても中央教育審議会において、特区における状況を踏まえつつ検討を行うこととしたい。